

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 佐賀地方最低賃金審議会は、2016（平成28）年8月8日、佐賀県の最低賃金を21円引き上げて時間額715円とする旨の答申を行った。この答申を受け、佐賀県労働局長は、同年10月2日から最低賃金額を715円に改正することを決定した。

20円を超える上げ幅は佐賀県では過去初めてのことであり、この引き上げは、佐賀県内におけるワーキングプアの救済や、貧困問題の解消に一定程度資するものと評価することができる。

もともと、佐賀県における最低賃金時間額715円という水準では、労働者が1か月173時間（法定労働時間週40時間とした場合の月労働時間）稼働しても、賃金額は月収12万3695円、年収148万4340円にしかない。これは、いわゆるワーキングプアのラインとされる年収約200万円に遠く及ばない。

そもそも、我が国の最低賃金制度は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上」等を目的とするものである（最低賃金法1条）。

しかるに、先に示した賃金水準では、労働者が十分な勤労意欲を保持しつつ就労に励み、充実した社会生活を送ることは困難であり、最低賃金法の目的を達成することはできない。

- 2 さらに、厚生労働省による2012（平成24）年国民生活基礎調査によると、貧困率（等価可処分所得が全人口の中央値の半分未満の者の率）は、過去最悪の16.1%まで悪化した。その後、2016（平成28）年の同調査によれば、相対的貧困率は、15.6%にやや減少しているが、さらなる改善が必須である。

最低賃金の額が、性別や世代を問わず我が国で深刻化している貧困問題に直結していることは言うまでもない。国民の賃金格差を是正し、貧困問題を解決するためにも、最低賃金の大幅な底上げを実現しなければならない。

- 3 政府は、2010（平成22）年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、最低賃金時間額の全国平均を2020（平成32）年までに1000円にする目標を明記した。

昨今の格差の拡大や貧困問題の深刻化に鑑みれば、この目標を後退させることは許されず、2020（平成32）年までに最低賃金時間額の全国平均を1000円にするという目標は堅持されるべきである。

4 中央最低賃金審議会，佐賀地方最低賃金審議会及び佐賀労働局は，以上のことを踏まえて，今後，佐賀県の地域別最低賃金の大幅な引上げを図り，地域経済の健全な発展を促すとともに，労働者の健康で文化的な生活を確保すべきである。

本年においても中央最低賃金審議会及び佐賀地方最低賃金審議会において審議が予定されているところ，当会は昨年にもまして大幅な最低賃金の引き上げを求める。

2017（平成29）年7月25日

佐賀県弁護士会

会長 稲 津 高 大